

多良木町の副食費

○年収360万円未満の世帯のすべての子どもは免除 ★1号認定(77,101円未満)

○全所得階層の第3子以降の子どもは免除

各月初日の保育の実施に係る入所児の属する階層区分			保育標準時間		副食費（教育利用 1号）			
			多良木町 徴収基準額 （月額）	国の定める額 徴収基準額 （月額）	第1子	第2子	第3子	
階層区分	定義	3歳未満児 （3号認定）	3歳未満児 （3号認定）	無料			無料	保育所に兄 姉がいる場合
第1	生保等	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)、里親世帯	0円		0円	無料		無料
第2-1	要保護世帯等	町民税非課税の要保護世帯	0円	0円	無料	無料	無料	
第2-2	一般	町民税非課税の一般世帯	1,500円	3,000円	無料	無料	無料	
第3-1	要保護世帯等	町民税所得割額77,101円未満の要保護世帯	1,500円	3,000円	無料	無料	無料	
第3-2	一般	町民税所得割額77,101円未満の一般世帯	7,500円	10,100円	無料	無料	無料	
第4	一般	町民税所得割額211,200円以下の世帯	13,000円	20,500円	4,500円	4,500円	無料	4,500円
第5	一般	町民税所得割額211,201円以上の世帯	18,100円	25,700円	4,500円	4,500円	無料	4,500円